

別表4 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船の名称	船舶番号、漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員又は利用定員	業務形態 主たる業務： <input checked="" type="radio"/> その他全て： <input type="radio"/>	
		航行区域（該当に○）					
		遊漁船の使用状況（該当に○）					
		遊漁船の記載状況 (該当に○)	通信設備※ の状況 (該当に○)		救命設備※1 の状況 (該当に○)		
		船舶の所有状況 (該当に○)					
1	Sunny Stone	第280-34347 KA3-28704	2.2トン	9.10m	6人	{ <input checked="" type="radio"/> } 船釣り { <input checked="" type="radio"/> } 瀬渡し※2 () その他 ()	
		(○) 平水・() 限定沿海・() 沿海・() 遠洋、近海					
		() 遊漁船専用・(○) 游漁船と兼用・() 他使用と兼用					
		(○) 単独記載・ () 重複記載	() 業務用無線 () 衛星電話	() 改良型救命いかだ () EPIRB (非常用位置等発信装置) (○) その他 (携帯電話)	() AIS (船舶自動識別装置) () その他		
		(○) 自己所有船舶・ () 他者所有船舶					

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的な事項

- ・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・航行中、波の影響により船体が動搖するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動搖の軽減に努めます。
- ・航行中、波の影響により船体が動搖して危険が予想されるときは、利用者に対して動搖が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・12歳未満の児童には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定位網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- ・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・隨時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。
- ・その他（ ）

○船釣りをする場合

- ・漁場が混みあっている場合は船長自ら釣りをしません

○体験漁業（観光定置、観光底びき等）をする場合

- ・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。 (該当に○)														
	(○) 単独の判断	() 団体による判断													
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 <table> <tr> <td>出航地の波高</td> <td>1.0</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の風速</td> <td>8</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の視程</td> <td>500</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 落雷のおそれがあるとき 事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき その他 () 	出航地の波高	1.0	m以上	出航地の風速	8	m以上	出航地の視程	500	m未満	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 出航中止を判断する団体名 _____ 上記団体の代表者、連絡先 <table> <tr> <td>代表者</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>_____</td> </tr> </table> 団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり 出航中止の判断の方法 別紙2のとおり 	代表者	_____	連絡先	_____
出航地の波高	1.0	m以上													
出航地の風速	8	m以上													
出航地の視程	500	m未満													
代表者	_____														
連絡先	_____														
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 利用者に急病人やケガ人が出たとき <table> <tr> <td>漁場における波高</td> <td>1.0</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における風速</td> <td>8</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における視程</td> <td>500</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 落雷のおそれがあるとき 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき その他 () 	漁場における波高	1.0	m以上	漁場における風速	8	m以上	漁場における視程	500	m未満					
漁場における波高	1.0	m以上													
漁場における風速	8	m以上													
漁場における視程	500	m未満													

別表8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。	
	案内する漁場の位置	避難する港
	高松市沖～多度津沖周辺海域	坂出・丸亀港他
	香川郡直島町周辺海域	宮浦・本村港他
	小豆島周辺海域	池田・草壁・坂手港他
	志度沖～引田沖周辺海域	志度・小田・津田・三本松・引田港
	岡山県下津井沖周辺海域	下津井漁港他
	徳島県鳴門海峡周辺海域	徳島県龜浦漁港他
	兵庫県淡路島南部周辺海域	兵庫県淡路島阿那賀漁港他
上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。		

別表 10 情報を収集すべき事項

(1) 利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報 立入禁止区域に関する情報
(2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

別表 11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 (該当に○)	() 遊漁船に周知内容を掲示する。 () 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 (○) 営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう (ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)。
周知する内容	○一般的な事項 ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動搖があるときは、動搖が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの）を着用すること ・その他（ ）
漁場において口頭で説明する。	○一般的な事項 ・案内する漁場において注意すべき事項 (ライフジャケット着用について) ・その他（ ）

別表 13 法第 16 条に基づく周知の内容及び方法等

周知の方法 (該当に○)	<p>() 遊漁船に周知内容を掲示する。 () 遊漁船の乗船前に書面で配布、回覧をする。 (○) 営業所のモニター又はタブレット端末などで視聴してもらう（ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む）。</p>
周知する内容	<p>案内する漁場における、以下の関係法令等に基づく水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容（漁具及び漁法の制限、水産動植物の大きさの制限、採捕禁止となっている水産動植物の種類等）を周知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水産資源保護法に基づく爆発物、有毒・毒物の使用禁止 ② 漁業法及び水産資源保護法に基づく省令（瀬戸内海漁業取締規則等） ③ 都道府県漁業調整規則 ④ 海区又は連合海区漁業調整委員会の指示 ⑤ 広域漁業調整委員会の指示 ⑥ 事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定（沿岸漁場整備開発法に基づき届出されたもの） ⑦ 事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程（水産業協同組合法に基づき認定を受けたもの。） ⑧ 法に基づく協議会において協議が調った事項 ⑨ その他都道府県が提供している情報 <p>上記の関係法令等に基づき、あるいは国や地方公共団体による採捕量調査への報告が求められている水産動植物を利用者が採捕した場合には、採捕量調査への協力をするよう周知します。</p>
利用者保護のために業務主任者が遵守すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県漁業調整規則又は海区、連合海区若しくは広域漁業調整委員会の指示によって定められた水産動植物の採捕禁止区域（利用者に採捕させる水産動植物に係るものに限る。）に案内しません。 ・周知した大きさの制限以下の水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 ・周知した採捕禁止となっている水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 ・その他（ ）